

第215期定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場 所

和歌山市七番丁26-1
**ダイワロイネットホテル和歌山
4階「グラン」**

[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

株式会社 **紀陽銀行**

証券コード：8370



銀行をこえる銀行へ
紀陽銀行

目 次

■ 第215期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のお手続きについて	4
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） 6名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役 6名選任の件	13
■ 事業報告	23
■ 監査報告書	41

※本株主総会におけるお土産の配布はございません。

経営理念

- ▶ 地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む
- ▶ 堅実経営に徹し、たくましく着実な発展をめざす

サステナビリティ基本方針

経営理念である「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」の実現に向け、あらゆる企業活動において地域経済の成長と社会課題の解決に貢献します。ステークホルダー(地域社会・顧客・株主・従業員等)と当行グループ双方にとって重要な課題をマテリアリティ(重要課題)として設定し、中長期的な観点から経営と一体化した取組を推進します。

マテリアリティ(重要課題)

- ① 地域経済の発展
- ② 人的資本の最大化と持続性向上
- ③ ガバナンスとコンプライアンスの強化
- ④ 気候変動への対応
- ⑤ オペレーション・レジリエンスの確保

長期ビジョン

- ▶ お客さまとの価値共創と企業変革への挑戦を続け、人が未来を創造する地域金融グループとなる

〈長期ビジョンに込めた想い〉

お客さまとの価値共創

地域のお客さまの持続的な成長や発展を全力でご支援し、ともに新しい価値を創造することで地域経済の繁栄に貢献する

企業変革への挑戦

堅実経営を続けていくために時代の変化に順応できる企業文化を醸成し、絶えず変革に挑戦することができるたくましい企業に成長する

人が未来を創造

紀陽の重要な経営資本である役職員一人ひとりの多様な能力や才能が最大限発揮される環境を整え、個の成長や活躍により地域の未来を創造する

ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

当行グループを取巻く環境は、活況なインバウンド需要や、「大阪・関西万博」の開催など地域の成長に向けた活力が湧き始めているとともに、株価・賃金の上昇など約30年間続いたデフレからの脱却が見えつつあるものの、円安や資源高に伴う物価上昇や、人手不足など、依然先行き不透明な状況が続いているです。

このような中、当行は本年5月に創立130周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆さま方、地域の皆さま方の温かいご支援とご愛顧の賜物であり、役職員一同心より感謝申しあげます。これからも、皆さまへの「感謝」を忘れることなく、地域経済の発展に貢献してまいります。

長らく続いたマイナス金利が解除され、政策金利の引き上げなど本格的な「金利のある世界」に突入した今、地域金融機関の我々にとっては追い風である一方、今後は今まで以上に各銀行の実力が問われる時代を迎えています。この創立130周年を節目に、今後の更なる「飛躍」に向け、紀陽フィナンシャルグループの全役職員が一丸となり、全てのステークホルダーの方々との“価値共創”に取り組むことで、長期ビジョンの達成、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆さま方には、今後ともご理解、ご支援を賜りますよう心よりお願い申しあげます。



2025年5月

取締役頭取

原口 裕之

株主の皆さんへ

和歌山市本町1丁目35番地

株式会社 紀陽銀行

取締役頭取 原口裕之

第215期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第215期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「紀陽銀行」または「コード」に当行証券コード「8370」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」の順にご選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東京証券取引所（東証）ウェブサイト】

[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?
Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の方法により、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」

[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

3. 目的事項

報告事項

1. 第215期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第215期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

<株主総会に関するご留意事項>

- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。（但し、お体の不自由な株主さまにおかれましては、株主でない介助の方や補助犬との同伴でもご案内しております。）また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 本年の株主総会につきましては、書面交付請求をいただいた株主さまも含め議決権を有する全ての株主さまに、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当行定款の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「1.当行の現況に関する事項」のうち、(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況、(3)企業集団及び当行の使用人の状況、(4)企業集団の主要な営業所等の状況、「2.会社役員（取締役）に関する事項」のうち、(3)責任限定契約、(4)補償契約、(5)役員等賠償責任保険契約に関する事項、「5.当行の新株予約権等に関する事項」、「6.会計監査人に関する事項」、「7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「8.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「9.特定完全子会社に関する事項」、「10.親会社等との間の取引に関する事項」、「11.会計参与に関する事項」及び「12.その他」
 - ②計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ご返送いただきました議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会に出席されない場合



行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

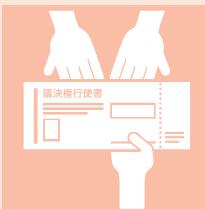


行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、画面の案内に沿って議案に対する賛否を上記行使期限までにご入力ください。

株主総会に出席される場合



開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分まで



QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票（右側）の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は
こちら



お手持ちのスマートフォンにて、議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選択

株主番号 00000000
0000株式会社
第1回定期株主総会
1999年09月09日開催
行使できる議決権の数 99票
議案内容 [Agenda]English

当社は、株主様がこの画面の手順をじたがって議決権行使することを楽しくしてほしいです。以下よりお手続きをお読みください。

会社提案議案の
全てに賛成 会社提案議案に
個別に賛否を選択

議案賛否方法の選択画面が
表示されるので、議決権行使方法を選択。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って
行使完了です。

機関投資家の皆さんへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社I CJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

「次の画面へ」をクリック

2 議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から当行の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027
(受付時間9:00～21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指すこと及び収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第215期の業績及び将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき 金65円

総額 4,164,179,760円

※なお、昨年12月に中間配当金として1株につき45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき110円となり、前期比1株につき60円の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日（月曜日）

【ご参考】株主還元方針につきましては、昨年11月に変更いたしました。

変更前	変更後
総還元性向は、配当と自己株式取得を合わせ40%以上	配当性向40%を目安 利益の成長とともに累進的な配当を行い、自己株式取得は機動的に実施

※事業報告の29頁をご参照ください。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（※）の審議を経て決定しております。

また、監査等委員会は本議案について検討した結果、当該事業年度における各候補者の業務執行状況及び業績等に鑑み、当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※）同委員会は、取締役等の役員人事の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1 男性	まつおか 靖之	再任 代表取締役会長
2 男性	はらぐち 裕之	再任 代表取締役頭取兼頭取執行役員
3 男性	まるおか のりお範夫	再任 取締役常務執行役員
4 男性	みぞぶち 栄	再任 取締役常務執行役員
5 男性	むかい 守寿	再任 取締役上席執行役員
6 男性	さんどう 弘之	新任 上席執行役員



1 松岡 靖之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1978年 4月	当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任
2002年 6月	経営企画部秘書室長
2002年10月	改革プロジェクト推進室長兼秘書室長
2003年 4月	経営企画本部副本部長
2004年 4月	経営企画本部部長
2005年 6月	取締役営業推進本部長
2009年 6月	常務取締役本店営業部長
2012年 6月	常務取締役
2013年 6月	専務取締役
2015年 6月	代表取締役頭取
2016年 6月	代表取締役頭取兼頭取執行役員
2021年 6月	代表取締役会長（現任）

生年月日

1955年10月18日
(69歳)

取締役在任期間

20年

所有する当行の株式数

49,003株

[取締役候補とした理由]

2005年6月に取締役に就任し、2015年6月より代表取締役頭取、2021年6月より代表取締役会長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



2 原口 裕之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年 4月	当行入行、吉備支店長・住吉支店長等を歴任
2010年 6月	事務システム部長
2012年10月	田辺支店長
2014年 6月	執行役員田辺支店長
2015年 6月	執行役員営業推進本部営業統括部長
2016年 6月	執行役員営業推進本部長兼営業統括部長兼営業企画部長
2016年10月	執行役員営業推進本部長兼営業統括部長
2017年 4月	執行役員
2017年 6月	取締役上席執行役員
2018年 4月	取締役上席執行役員管理本部長
2019年 6月	取締役常務執行役員企画本部長
2020年 4月	取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部長
2020年10月	取締役常務執行役員経営企画本部長
2021年 6月	代表取締役頭取兼頭取執行役員（現任） (現在の担当) 監査部

生年月日

1962年11月25日
(62歳)

取締役在任期間

8年

所有する当行の株式数

25,300株

[取締役候補とした理由]

2017年6月に取締役に就任し、2021年6月より代表取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



3 まるおか のりお 丸岡 範夫

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1988年 4月	当行入行、大阪中央支店長・平野支店長等を歴任
2013年 6月	リスク統括部長
2014年 6月	経営企画本部戦略企画部長
2015年 6月	融資本部融資部長
2015年10月	融資部長
2017年 4月	執行役員融資部長
2018年 4月	執行役員堺事業部長兼南大阪事業部長
2020年 4月	執行役員営業推進本部長
2020年 6月	取締役上席執行役員営業推進本部長
2021年 3月	紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長
2022年 6月	取締役常務執行役員営業推進本部長
2023年 4月	紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長退任
2023年 4月 (現在の担当)	取締役常務執行役員経営企画本部長（現任） 東京本部・融資本部

生年月日

1964年9月23日
(60歳)

取締役在任期間

5年

所有する当行の株式数
18,868株

[取締役候補者とした理由]

平野支店長や融資部長等を歴任したほか、2020年6月より取締役を務め、2021年3月より2年間紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長を務める。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



4 溝渕 栄

さかえ

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1988年 4月	当行入行、本店営業部課長・八尾南支店長等を歴任
2010年 10月	営業推進本部営業統括部副部長
2011年 6月	融資本部融資部副部長
2013年 6月	平野支店長
2015年 4月	営業推進本部地域振興部長
2016年 6月	東和歌山支店長
2016年 10月	東和歌山支店連合店統括支店長
2018年 4月	東和歌山支店連合店統括支店長兼和歌山東法人営業部長
2019年 4月	執行役員融資部長
2019年 6月	執行役員融資本部長兼融資部長
2019年 6月	阪和信用保証株式会社代表取締役社長
2020年 6月	取締役執行役員融資本部長兼融資部長
2020年 10月	取締役執行役員融資本部長
2022年 4月	阪和信用保証株式会社代表取締役社長退任
2022年 4月	取締役執行役員管理本部長
2022年 6月	取締役上席執行役員管理本部長
2024年 4月	取締役上席執行役員営業推進本部長
2024年 4月	紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長（現任）
2024年 6月	取締役常務執行役員営業推進本部長（現任） (重要な兼職の状況) 紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長

生年月日

1964年12月21日
(60歳)

取締役在任期間

5年

所有する当行の株式数
14,633株

[取締役候補者とした理由]

営業推進本部地域振興部長や東和歌山支店長等を歴任したほか、2019年6月より約3年間阪和信用保証株式会社代表取締役社長を務める。2020年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



5 向井 守寿

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年 4月	当行入行、本店営業部調査役・河内長野支店長等を歴任
2013年 6月	事務システム部副部長
2015年 6月	業務監査部長
2016年 10月	営業企画部長
2018年 4月	営業戦略部長
2019年 4月	東和歌山支店連合店統括支店長兼和歌山東法人営業部長
2020年 4月	執行役員東和歌山支店連合店統括支店長兼和歌山東法人営業部長
2021年 6月	執行役員事務システム本部長
2021年 6月	紀陽情報システム株式会社代表取締役社長
2023年 6月	上席執行役員事務システム本部長
2024年 4月	紀陽情報システム株式会社代表取締役社長退任
2024年 4月	上席執行役員管理本部長兼事務システム本部長
2024年 6月 (現在の担当)	取締役上席執行役員管理本部長（現任） 事務システム本部

[取締役候補とした理由]

河内長野支店長や東和歌山支店連合店統括支店長等を歴任したほか、2021年6月より約3年間紀陽情報システム株式会社代表取締役社長を務め、2024年6月より取締役を務める。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



6 山東 弘之

新任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1992年 4月	当行入行、人事部・融資部・事務システム部の各部長代理を歴任
2016年 4月	和泉寺田支店連合店統括支店長
2017年 10月	事務システム部副部長
2018年 4月	事務システム部長
2020年 4月	執行役員事務システム本部長兼事務システム部長
2021年 2月	執行役員経営企画部長兼関連事業室長
2023年 6月	上席執行役員経営企画部長兼関連事業室長
2024年 4月	上席執行役員堺事業部長兼南大阪事業部長
2025年 4月	上席執行役員融資本部長（現任）

生年月日

1970年 1月24日
(55歳)

取締役在任期間

所有する当行の株式数
12,841株

[取締役候補とした理由]

和泉寺田支店連合店統括支店長や事務システム部長等を歴任したほか、2020年4月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時で記載しております。
 3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は次のとおりあります。

- ・被保険者である取締役及び執行役員が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填する。
- ・法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由がある。

なお、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。本議案が承認可決された場合には、各候補者を被保険者として当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役6名のうち、亘信二氏は2024年11月25日付で辞任しております。亘信二氏を除く監査等委員である取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当行における地位
1	男性	倉橋 啓之	ひろ ゆき	再任	取締役（監査等委員）（常勤）
2	男性	前田 竜佐	りょう すけ	新任	堺支店長
3	女性	西田 恵	めぐみ	再任 独立役員	取締役（監査等委員）
4	女性	堀 智子	とも こ	再任 独立役員	取締役（監査等委員）
5	男性	足立 基浩	もと ひろ	再任 独立役員	取締役（監査等委員）
6	男性	藤原 敏正	とし まさ	新任 独立役員	社外



1 倉橋 啓之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1991年 4月	当行入行、本店営業部課長等を歴任
2012年 4月	北花田支店長
2013年 6月	融資部部長代理
2017年 7月	融資部副部長
2018年 7月	業務監査部副部長
2019年10月	業務監査部長
2021年 4月	監査部長
2021年 6月	取締役（監査等委員）（現任）

生年月日

1969年3月12日
(56歳)

取締役在任期間

4年

監査等委員である取締役
在任期間

4年

所有する当行の株式数

7,677株

[取締役候補者とした理由]

30年以上にわたり銀行業務に従事し、北花田支店長や融資部副部長、監査部長等を歴任し、2021年6月より取締役（監査等委員）を務めるなど、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、引き続き取締役（監査等委員）候補者といたしました。



2 前田 龍佐

新任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1994年 4月	当行入行、融資部調査役・平野支店次長等を歴任
2014年10月	新大阪（現 江坂）支店長
2017年 4月	住吉支店長
2020年 4月	融資部副部長
2021年 6月	監査部長
2023年 4月	融資部長
2024年10月	堺支店長（現任）

生年月日

1970年7月3日
(54歳)

取締役在任期間

—

監査等委員である取締役
在任期間

—

所有する当行の株式数

200株

[取締役候補者とした理由]

30年以上にわたり銀行業務に従事し、監査部長や融資部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、取締役（監査等委員）候補者といたしました。



3 西田

めぐみ

再任 社外 独立役員

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 2003年10月 弁護士登録（大阪弁護士会所属）
弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
2011年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士
(現任)
2017年6月 当行社外取締役（監査等委員）(現任)
2021年5月 イオン九州株式会社監査役（社外監査役）
2023年5月 イオン九州株式会社監査役（社外監査役）退任
(重要な兼職の状況)
弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士

生年月日

1975年12月25日
(49歳)

社外取締役在任期間

8年

監査等委員である取締役
在任期間

8年

所有する当行の株式数

—

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

弁護士として豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しています。企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法務の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外取締役、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

[独立性に関する補足説明]

西田恵氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。
同氏は弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナー弁護士を務めておりますが、同弁護士法人と当行との間に顧問契約はありません。また、預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。



4 堀

ともこ
智子

再任 社外 独立役員

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 1993年 3月 公認会計士登録
 1994年 1月 税理士登録
 1995年 10月 堀公認会計士事務所代表（現任）
 2019年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）
 2024年 5月 学校法人桃山学院監事（非常勤）（現任）
 （重要な兼職の状況）
 堀公認会計士事務所代表
 学校法人桃山学院監事（非常勤）

生年月日

1962年4月5日
(63歳)

社外取締役在任期間

6年

監査等委員である取締役
在任期間

6年

所有する当行の株式数

2,100株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

公認会計士として専門的知見と財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。選任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務及び会計の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で法人の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

[独立性に関する補足説明]

堀智子氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。

同氏は公認会計士事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はありません。

同氏が非常勤監事を務めている学校法人桃山学院との間には一般的な預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。また、同学校法人への寄付は、過去3年間実績はございません。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。



5 足立 基浩

再任 社外 独立役員

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 1996年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部助手
1998年 10月 国立大学法人和歌山大学経済学部講師
2000年 10月 国立大学法人和歌山大学経済学部助教授
2010年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部教授
2011年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部副学部長
2015年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部長
2017年 4月 国立大学法人和歌山大学副学長（現任）
2019年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）
(重要な兼職の状況)
国立大学法人和歌山大学副学長

生年月日

1968年 8月 12日
(56歳)

社外取締役在任期間

6年

監査等委員である取締役 在任期間

6年

所有する当行の株式数

2,100株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

大学教授として地域再生と街づくり・都市再生を研究分野とし、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。選任後は大学教授としての専門的な知見を活かし、主に地方創生の専門家の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

[独立性に関する補足説明]

足立基浩氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。

同氏が副学長を務めている国立大学法人和歌山大学との間には一般的な預貸金取引がありますが、直近事業年度における同国立大学法人と当行との取引の双方の経常収益に占める割合はいずれも1%未満であります。また、同国立大学法人への寄付は、過去3年間実績はございません。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。



6 藤原 敏正

新任社外独立役員

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 1981年4月 大阪ガス株式会社入社
- 2012年4月 大阪ガス株式会社執行役員人事部長
- 2014年4月 大阪ガス株式会社執行役員
- 2014年4月 大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社
代表取締役社長
- 2015年3月 大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社
代表取締役社長退任
- 2015年4月 大阪ガス株式会社常務執行役員リビング事業部長
- 2015年6月 大阪ガス株式会社取締役常務執行役員リビング事業
部長
- 2016年4月 大阪ガス株式会社取締役常務執行役員
- 2018年4月 大阪ガス株式会社取締役
- 2018年4月 大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社
取締役会長
- 2018年6月 大阪ガス株式会社顧問
- 2019年3月 大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社
取締役会長退任
- 2019年6月 大阪ガス株式会社監査役（常勤）
- 2023年6月 大阪ガス株式会社監査役（常勤）退任
- 2024年5月 学校法人桃山学院監事（常勤）（現任）
(重要な兼職の状況)
学校法人桃山学院監事（常勤）

生年月日

1957年7月1日
(67歳)

社外取締役在任期間

—

監査等委員である取締役
在任期間

—

所有する当行の株式数

—

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]

大阪ガス株式会社取締役常務執行役員や大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社の代表取締役社長等を歴任し、企業経営者として豊富な経験と知識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。選任後は企業経営者としての知見を活かし、経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

[独立性に関する補足説明]

藤原敏正氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏が常勤監事を務めている学校法人桃山学院との間には一般的な預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。また、同学校法人への寄付は、過去3年間実績はございません。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時で記載しております。
3. 西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏、藤原敏正氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外取締役の独立性に関する判断基準（22頁）を定めております。西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏は、いずれの基準も充足しており、本議案が承認可決された場合、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。また、藤原敏正氏につきましても、いずれの基準も充足しており、本議案が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 当行は、西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、責任限定契約を継続する予定であり、藤原敏正氏についても責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
・被保険者である取締役及び執行役員が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填する。
・法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由がある。
なお、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。本議案が承認可決された場合には、各候補者を被保険者として当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】本定時株主総会終結後の取締役の専門性と経験及び期待する役割（予定）

男性	女性	スキル区分								
氏名／地位		企業経営 経営戦略	中小企業	DX	人的資本	S X・ 脱炭素	市場運用	地方創生	ガバナンス リスク管理	専門領域
松岡 靖之 取締役会長	○	○		○	○	○	○	○	○	
原口 裕之 取締役頭取兼頭取執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
丸岡 範夫 取締役専務執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
溝渕 栄 取締役常務執行役員		○	○		○			○	○	
向井 守寿 取締役常務執行役員			○	○					○	
山東 弘之 取締役常務執行役員	○	○	○	○	○	○				
倉橋 啓之 取締役監査等委員		○							○	
前田 竜佐 取締役監査等委員		○							○	
西田 恵 取締役監査等委員（社外）									○	○
堀 智子 取締役監査等委員（社外）									○	○
足立 基浩 取締役監査等委員（社外）								○	○	○
藤原 敏正 取締役監査等委員（社外）	○								○	

- (注) 1. 社内取締役のスキルにつきましては、当該取締役が有する全ての知見・経験・見識を表すものではありません。
2. 社内取締役は、各取締役の能力や経験を反映させるため、関連部署における担当役員を含む部店室長職以上の職務経験を参考に判定しています。（原則、職務経験6ヶ月以上）
社外取締役は、各取締役の能力や経験を反映しています。
3. S X（サステナビリティ・トランسفォーメーション）：ビジネスモデルや事業優位性等を中長期的に持続化・強化する当行のサステナビリティと気候変動等社会の不確実性に備え将来的な社会の姿を構築する社会のサステナビリティの両立に向けた経営を行うスキル。
4. 社外取締役4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

スキル区分	内容（設定理由）
企業経営 経営戦略	今後大きな変革がもたらされていく金融業界のなかで、常に機動的に環境変化に対応し、顧客の価値を共創するためには、E S G・S D G s の観点を踏まえつつ、当行の長期的な経営計画を策定するビジョン、マネジメント経験・経営実績を持つ取締役が必要である。また、意思決定機能や監督機能の実効性強化等のガバナンス体制を構築するため、企業経営並びにそれに準ずる経験により培ったノウハウを有する取締役が必要である。
中小企業	和歌山県、大阪府の広域を基盤とする当行において、コアカスタマー戦略の核となる顧客との接点を強固にするためには、各エリアの事業部長や支店長の経験を通じ地元企業に対し本業支援、経営改善、事業再生等の知識・経験を持つ取締役が必要である。
D X	D Xを通じた顧客の課題解決や地域貢献を目指し、グループ機能の最大化を目指す当行にとって、将来のコアコンピタンスとなり得るため、当行の強みであるI T分野の確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
人的資本	経営戦略と人材戦略の融合により最適な人材ポートフォリオ構築並びにダイバーシティ&インクルージョンの実践のため、人的資本経営に関する知識・経験を持つ取締役が必要である。
S X・ 脱炭素	地元地域の持続可能な成長支援に向けたS Xや脱炭素に関する取組推進のため、リスクと機会を見極め、経営戦略の企画・立案を経験した取締役が必要である。
市場運用	市場部門における適切なポートフォリオ構築と安定した有価証券運用による収益確保のため、市場の確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
地方創生	地域金融機関として、地元企業への本業支援、地域住民の利便性向上に資する活動は必要不可欠であるため、コンサルティングや地方創生分野での確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
ガバナンス リスク管理	金融機関の経営の意思決定を行う取締役会において、適切なリスクコントロールを行うとともに、リスク管理態勢等のガバナンス体制を構築するため、社内外での経営並びにそれに準ずる経験により培ったノウハウを有する取締役が必要である。
専門領域	金融機関を取り巻く経済・法務・財務等専門領域において社外での実経験・見識に基づく多角的な知見を当行経営から独立した立場で意思決定機能や監督機能の実効性強化を助言できる取締役が必要である。

【ご参考】

<社外取締役の独立性に関する判断基準>

当行における社外取締役候補者は、現在及び原則として過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。

- (1) 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (2) 当行の主要な取引先（※2）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
 - (4) 当行を主要な取引先（※1）とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の社員等。
 - (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (6) 当行の主要株主（※3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (7) 次に掲げる者（重要（※4）でない者を除く。）の近親者（※5）。
 - A) 上記（1）～（6）に該当する者。
 - B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等及び重要な使用人等。
- ※1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先。
- ※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先。
- ※3 議決権所有割合10%以上の株主。
- ※4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士。
- ※5 二親等以内の親族。

以上

事業報告 第215期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当行グループは、銀行業務を中心に、事務代行業務、職業紹介業務、信用保証業務、リース業務、投資業務、クレジットカード業務、プログラム作成・販売、計算受託業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めおります。

【国内経済】

当期のわが国の経済は、緩やかに回復しました。

企業部門では、企業の設備投資意欲は底堅く、価格高によるマイナスの影響や人手不足による供給制約があるなかでも、緩やかに持ち直しました。輸出は、中国向けでやや減速傾向にあるものの、インバウンド需要が堅調に推移し、全体としては緩やかな増加基調となりました。また、個人消費では、食料品を中心とした物価高により節約志向が高まっているものの、雇用・所得環境の改善を背景に、持ち直しの動きが続きました。

金融面では、インフレの鈍化や景気の減速を背景に、米欧中央銀行が金融緩和姿勢を強めましたが、第2次トランプ政権の関税政策や欧州の防衛費増額により海外金利は一進一退となりました。また、日本においてはコメ価格やエネルギー価格の高騰を背景にした物価上昇から日本銀行は利上げを実施し、円金利が上昇しました。為替市場は、日本銀行の利上げを背景に円高進行したものの、第2次トランプ政権への期待から年後半は円安方向へと転換しました。

【地域経済】

和歌山県経済は、持ち直し基調となりました。生産活動で一部に足踏みがみられるものの、雇用・所得環境の改善により個人消費や雇用情勢は、持ち直し基調となりました。また、和歌山県では、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録20周年を迎えました。世界遺産のブランドに加え、「環境にやさしい持続可能な観光地」として国内外にPRするための大型キャンペーンを展開し、「大阪・関西万博」との相乗効果を図りました。



熊野三山へ通じる参詣道「熊野古道」

大阪府経済は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかな持ち直し基調となりました。

企業部門では、良好な企業収益環境を背景に設備投資が底堅く推移しました。個人消費では、所得環境は改善しているものの物価高が重石となり、足下で弱さがみられました。また、関西国際空港ではインバウンドの旺盛な旅行需要を背景に、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による落ち込みからの回復が一層進んだ結果、外国人旅客数は前年比145%の1,892万人となり、暦年ベースで過去最高を記録しました。



旅行客で賑わう大阪城

【当行グループの業況】

このような状況下、当行グループは、目指す銀行像「銀行をこえる銀行へ（お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します。）」の基本方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

＜決算概要＞

当期の連結経常収益は、貸出金利息や役務取引等収益が増加したことなどにより、前期比139億38百万円増加し987億20百万円となりました。

また、連結経常利益は、営業経費や与信コストが増加したものの、連結経常収益が増加したことなどにより、前期比31億72百万円増加し233億8百万円となりました。

以上の結果などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比25億98百万円増加し176億18百万円となりました。



<主要勘定の状況>

当期末の主要勘定（連結）の状況は、貸出金が中小企業向け貸出の増加などにより、期中3,136億円増加し4兆1,460億円となりました。

預金は、期中411億円増加し4兆6,665億円となりました。

有価証券は、期中503億円減少し8,320億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は12.05%（速報値）となりました。



<企業価値向上に向けた取組み>

「企業価値向上に向けた取組み」における目指す経営指標を以下のとおり定め、資本コストや株価を意識した経営の実現と中長期的な企業価値向上に向けた取組みを進めてまいります。

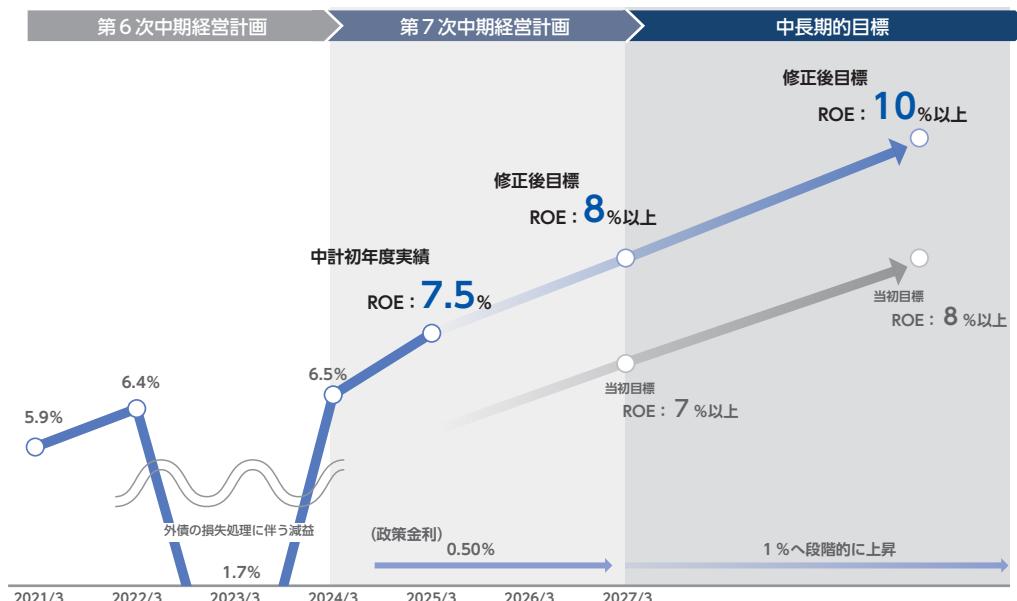
[目指す経営指標]

2025年5月、貸出業務を中心とする本業収益が順調に進捗していることに加え、これまで計画に織り込んでいなかった日本銀行の金利政策の変更に伴う影響などを踏まえ、第7次中期経営計画最終年度（2026年度）における目指す経営指標を上方修正いたしました。

	2025/3 実績	第7次中期経営計画最終年度（2027/3）			中長期的目標		
		当初目標	修正後目標	当初目標比	当初目標	修正後目標	当初目標比
ROE <連結>	7.5%	7.0%以上	8.0%以上	+1.0%	8.0%以上	10.0%以上	+2.0%
当期純利益<連結>	176億円	180億円以上	210億円以上	+30億円			
顧客向けサービス業務利益<単体>	169億円	150億円以上	220億円以上	+70億円			
自己資本比率<連結>	12.0%	10-11%程度	10-11%程度	変更なし			
政策投資株式の縮減額（時価ベース）	初年度 77億円	計画期間中に 40億円	計画期間中に 100億円	+60億円			

*第7次中期経営計画中の政策金利シナリオは0.50%横ばい

[目指すROE水準]



<店舗ネットワークの拡充>

本年3月6日に大阪市内に5年ぶりの新規出店となる「九条支店」をオープンいたしました。

大阪府下42店舗目となる「九条支店」は大阪市西区に位置し、渉外活動を主体とした中小企業取引特化型店舗となります。今後も中小企業取引において圧倒的競争力を有する地方銀行を目指し、地元地域との価値共創に向けた営業体制を構築してまいります。



九条支店オープン

<インキュベーション施設の開設>

本年3月27日に株式会社ATOMica、株式会社マネーフォワードのグループ会社であるマネーフォワードベンチャーパートナーズ株式会社が運営する「HIRAC FUND」と連携し、インキュベーション施設「Key Site」を和歌山市内にオープンいたしました。

当施設にはコワーキングスペースやレンタルオフィスが設けられており、創業相談受付から、創業拠点としての利用、そしてその後の成長支援まで、一気通貫で創業支援する体制が構築されております。

今後もスタートアップ支援を目的としたイベントの開催や、「紀陽スタートアップデットファンド」を通じた投融資など、外部の知見も積極的に取り入れながら活動を展開してまいります。



Key Site外観



イベントスペース



カフェスペース

<政策投資株式に関する事項>

1. 政策投資株式に関する方針

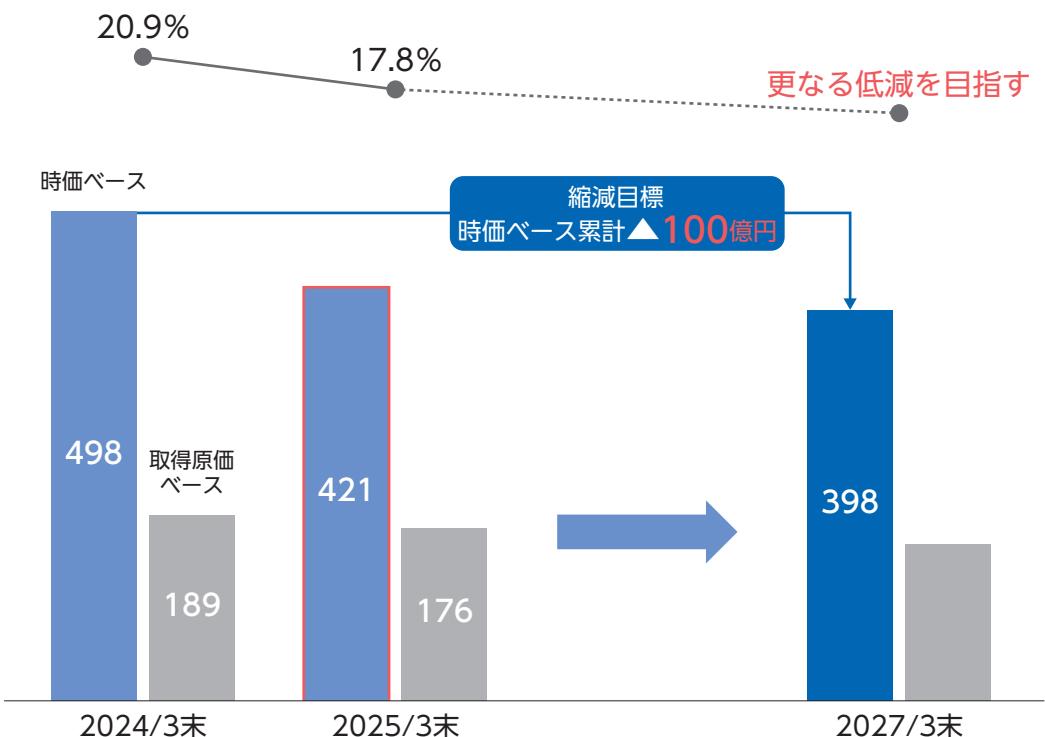
当行では、地域金融機関としての「経営戦略上の必要性」、「取引先に対する営業戦略上の必要性」及び「取引の採算性」等を重視し、その保有意義が認められない場合は、取引先企業との十分な対話を経たうえで、政策投資株式の縮減を進めて行く方針としております。

2. 政策投資株式（みなし保有株式含む）の残高及び連結純資産に対する比率

2025年3月期において政策投資株式は、取引先企業との対話のなかで簿価13億円（時価34億円）の縮減に取り組みましたが、株価が下落した影響により時価ベースの残高は77億円減少しました。

2024年度の実績もふまえ、第7次中期経営計画期間の縮減目標を以下のとおりとし、引き続き取引先企業との対話をを行いながら、3年間で時価ベース累計100億円程度の縮減、連結純資産に対する比率については更なる低減を目指してまいります。

(単位：億円)



<株主還元方針の変更>

2024年11月、経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と株主還元の両立を目指しつつ、株主還元の更なる充実を図るため、株主還元方針を変更いたしました。

<株主還元方針>

地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と株主還元強化の両立を目指し、株主還元を行うこととし、株主還元は配当性向40%を目安とし、利益の成長とともに累進的な配当を行い、自己株式取得は機動的に実施する方針としています。

変更前	変更後
総還元性向は、配当と自己株式取得を合わせ40%以上	配当性向40%を目安 利益の成長とともに累進的な配当を行い、自己株式取得は機動的に実施

【対処すべき課題】

当行グループでは、2024年4月から2027年3月までの3年間を計画期間とした「第7次中期経営計画 KX～Kiyo transformation～」に取り組んでおります。

本計画においては、長期ビジョン「お客さまとの価値共創と企業変革への挑戦を続け、人が未来を創造する地域金融グループとなる」に向けたファーストステップと位置づけ、長期ビジョンよりバックキャスト・価値創造プロセスの構築・マテリアリティへの取組み・現在からの課題抽出を意識し策定しており、基本方針を「地域の金融リーディンググループとしての機能発揮による地元地域との価値共創」と定め、中小企業取引を起点としたビジネスモデルへの変革を進めてまいります。

主要戦略① 営業戦略：営業体制の最適化

当行グループが最も力を発揮できる領域である中小企業取引への経営資源投下に加え、営業体制の効率化並びに役務収益の増強、RORA(※)向上に向けた貸出ポートフォリオの構築等従来以上に資本効率性を意識した営業活動を展開してまいります。

(※) RORAとは金融機関が取っているリスクに対して収益をどれだけ上げているのかを示す指標です。

主要戦略② グループ戦略：成長分野への戦略的投資

お客さまとの価値共創並びに企業価値向上に向け、グループ事業の成長並びに新たな収益基盤構築に向けた経営資源の最適配賦を進め、グループ収益の増強に取り組んでまいります。

主要戦略③ デジタルバンキング戦略：地域DXの推進

地域の人口減少が確実視されるなか、デジタル社会実現に向けたお客さまへのDX支援並びに産学官連携を進め、グループ会社である紀陽情報システムと協業し、地元地域のDX高度化に貢献してまいります。

主要戦略④ サステナビリティ戦略：地域未来の創造

当行グループのマテリアリティである「地域経済の発展」に資する活動を展開し、地域の持続可能性向上並びにサステナビリティ経営の高度化を進めてまいります。

当行グループは「第7次中期経営計画 KX～Kiyo transformation～」の遂行により、当行グループが得意としている「中小企業分野」における本業支援活動の充実、サステナビリティ経営の高度化等により地元企業の成長に貢献し、当行グループ・地元地域が双方に持続可能な発展に向け事業展開いたします。

株主の皆さんにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,638
その他	185
合計	2,823

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金額
銀行業	店舗等新設・移転	767
	事務機器	645

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
紀陽ビジネスサービス株式会社	和歌山市中之島 2249番地	事務代行業務	10百万円	100%	－
紀陽パートナーズ株式会社	和歌山市中之島 2249番地	職業紹介業務	50百万円	100%	－
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	480百万円	100%	－
紀陽リース株式会社	和歌山市中之島 2249番地	リース業務	150百万円	100%	－
紀陽キャピタルマネジメント 株式会社	和歌山市中之島 2249番地	投資業務	50百万円	50%	－
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	60百万円	100%	－
株式会社紀陽カードディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	90百万円	100%	－
紀陽情報システム株式会社	和歌山市中之島 2240番地	プログラム作成・販売 計算受託業務	80百万円	80%	－

- (注) 1. 紀陽キャピタルマネジメント株式会社は、銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。
 2. 当行の連結対象子会社は8社であります。
 当期の連結経常収益は98,720百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は17,618百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン銀行、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、駅構内等に設置した現金自動設備、通称「Patsat」による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
松岡 靖之	(代表取締役) 取締役会長	
原口 裕之	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員 監査部担当	
丸岡 範夫	取締役常務執行役員 経営企画本部長 東京本部担当	
溝渕 栄	取締役常務執行役員 営業推進本部長	紀陽キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役社長
朝本 悅宏	取締役常務執行役員 融資本部長兼融資部長	
向井 守寿	取締役上席執行役員 管理本部長 事務システム本部担当	
西川 隆示	取締役（監査等委員） (常勤)	
倉橋 啓之	取締役（監査等委員） (常勤)	
西田 恵	取締役（監査等委員） (社外取締役)	弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士
堀 智子	取締役（監査等委員） (社外取締役)	堀公認会計士事務所 代表 学校法人桃山学院 監事（非常勤）
足立 基浩	取締役（監査等委員） (社外取締役)	国立大学法人和歌山大学 副学長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）（社外取締役）西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）（社外取締役）堀智子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）西川隆示氏及び倉橋啓之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うためであります。
4. 取締役（監査等委員）（社外取締役）亘信二氏は、2024年11月25日をもって、辞任いたしました。なお、同氏の辞任時の重要な兼職は、南海電気鉄道株式会社名誉顧問であります。

5. 2025年4月1日付で次のとおり取締役の担当の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	
丸岡範夫	取締役常務執行役員	経営企画本部長 東京本部、融資本部担当
朝本悦宏	取締役常務執行役員	和歌山営業本部長兼本店営業部長

【ご参考】当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の地位、担当及び重要な兼職は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
明樂泰彦	専務執行役員 営業本部長兼和歌山事業部長	
楠本真也	常務執行役員 和歌山営業本部長兼本店営業部長	
山東弘之	上席執行役員 堺事業部長兼南大阪事業部長	
徳丸武史	執行役員 大阪事業部長兼大阪支店長	
押村浩	執行役員 事務システム本部長	紀陽情報システム株式会社 代表取締役社長
橋本信貴	執行役員 東京本部長兼東京支店長兼 ストラクチャードファイナンス推進室長	
中嶋崇裕	執行役員 事務システム部長	
木下卓夫	執行役員 経営企画部長兼関連事業室長	

2025年4月1日付で次のとおり取締役を兼務しない執行役員の担当の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	
楠本真也	常務執行役員	
山東弘之	上席執行役員	融資本部長
中嶋崇裕	執行役員	堺事業部長兼南大阪事業部長

2025年4月1日付で次のとおり取締役を兼務しない執行役員に就任いたしました。

氏名	地位及び担当	
中辻雅也	執行役員	田辺支店連合店統括支店長兼田辺法人営業部長
北川剛大	執行役員	営業統括部長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めています。その内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、報酬諮問委員会（※）の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定にあたりましては、報酬諮問委員会や監査等委員会において、決定方針との整合性を含め総合的な検討を経ていることからも、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

（※）同委員会は、役員等の報酬決定に際し、プロセス及び取締役会機能の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

2021年6月29日開催の第211期定時株主総会（当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名）におきまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、確定金額報酬年額250百万円以内と、業績向上へのインセンティブを高めることを目的に当期純利益<単体>を基準とした業績連動型報酬年額100百万円以内、これらの報酬等とは別枠で譲渡制限付株式報酬年額50百万円（年50,000株以内）以内と決議されております。また、2017年6月29日開催の第207期定時株主総会（当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名）におきまして、監査等委員である取締役の報酬等の限度額が年額100百万円以内と決議されております。

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成しております。なお、監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬部分のみであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬限度額は、当期純利益<単体>を基準として次表のとおり設定しております。当期純利益<単体>を基準と定めますのは、業績指標として事業年度の最終成果を表す指標であるためであります。

なお、当事業年度における業績連動型報酬の算定基準となる当期純利益<単体>の実績額は158億円であります。

(表) 業績連動型報酬限度額

当期純利益<単体>	業績連動型報酬限度額
150億円超	100百万円
120億円超 ~ 150億円以下	80百万円
90億円超 ~ 120億円以下	60百万円
60億円超 ~ 90億円以下	40百万円
30億円超 ~ 60億円以下	20百万円
30億円以下	0円

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	7名	275	160	99	14
取締役 (監査等委員)	6名	63	63	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「非金銭報酬等」について

譲渡制限付株式報酬14百万円を記載しております。本制度は2021年6月29日開催の第211期定時株主総会におさまして導入決議されており、当事業年度に費用計上したものであります。その概要につきましては譲渡制限期間を30年間とし、①譲渡制限期間満了前に当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、任期満了、死亡等正当な理由がある場合を除き、当行は本割当株式を無償で取得すること、②譲渡制限期間満了前に任期満了、死亡等正当な理由により当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び時期を必要に応じて合理的に調整すること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は後記(40頁)の「4. 当行の株式に関する事項」(4)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

3. 「支給人数」及び「報酬等」には、2024年6月27日開催の第214期定時株主総会終結の時をもつて退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 1名、及び当事業年度中に辞任した監査等委員である取締役1名を含めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
西田 恵	弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士
堀智子	堀公認会計士事務所 代表 学校法人桃山学院 監事（非常勤）
足立基浩	国立大学法人和歌山大学 副学長
亘信二	南海電気鉄道株式会社 名誉顧問

（注） 1. 社外取締役が兼職している他の法人等と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 亘信二氏の兼職その他の状況は辞任時のものです。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
西田 恵	7年9か月	取締役会 15回中15回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員長としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。
堀智子	5年9か月	取締役会 15回中15回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、当行の財務及び会計関係について、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。
足立基浩	5年9か月	取締役会 15回中15回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に大学教授としての豊富な経験・見識と地方創生分野の専門的見地から、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めしております。
亘信二	2年5か月	取締役会 10回中10回出席 監査等委員会 10回中10回出席	主に上場企業の顧問として、経営全般に関する豊富な経験と見識から、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。

（注） 亘信二氏の記載につきましては辞任するまでのものです。取締役会等への出席状況は辞任するまでの出席回数です。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	23	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はございません。
3. 当事業年度中に辞任した監査等委員である取締役1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 120,000千株
発行済株式の総数 67,300千株

(2) 当年度末株主数 15,017名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,665 千株	15.08 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,211	3.45
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	2,157	3.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,093	1.70
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.57
株式会社ヤマヨテクスタイル	999	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	924	1.44
J P MORGAN CHASE BANK 385781	857	1.33
株式会社島精機製作所	741	1.15
南海電気鉄道株式会社	711	1.11

(注) 1. 「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式数(3,235,696株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者的人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	6名	普通株式 8,200株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第215期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第215期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 紀陽銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	西川 隆示	㊞
常勤監査等委員	倉橋 啓之	㊞
監査等委員	西田 恵	㊞
監査等委員	堀智子	㊞
監査等委員	足立 基浩	㊞

(注) 監査等委員西田恵、堀智子及び足立基浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場所

和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」



交通機関



バスをご利用の場合



JR和歌山駅・南海本線和歌山市駅より
和歌山バスにて「和歌山城前」バス停留所下車徒歩1分



徒歩の場合



南海本線和歌山市駅より約15分

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合、会場駐車場（和歌山ロイヤルパーキング）が満車の場合は、「市営中央駐車場」または「市営北駐車場」をご利用いただきたくお願い申しあげます。ダイワロイネットホテル和歌山4階「グラン」の株主総会「受付」にてお車でお越しの旨をお申し出ください。

ご来場に当たりサポートが必要な方は、
事前にお電話でご連絡ください。

株式会社紀陽銀行
電話：073-423-9111(代表)
銀行窓口営業日8:45～17:00

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。